

伊丹市立天神川小学校いじめ防止基本方針

伊丹市立天神川小学校

1 いじめ防止等のための基本方針策定の経緯

(1) 本校の教育方針等

本校は、教育目標を「命輝き 笑顔あふれる 天神川小学校」とし、めざす子ども像として、「命輝く子、心豊かな子、主体的に学び合う子」を掲げている。重点目標を「①授業力の向上 ②特別支援教育の充実 ③生徒指導の充実」とし、心豊かで主体的に学び合う子どもの育成をめざしている。

(2) いじめ防止等のための基本方針策定の理由

本校の教育方針等の実現に向け、全ての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図り、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「いじめ防止基本方針」を定める。

(3) 法的根拠

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第3条の基本理念を踏まえるとともに、第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定・平成29年3月14日改定）を参酌して策定する。

2 基本的な方向

(1) 本校教育への生活指導の位置づけ

本校では、①基本的な生活習慣を身につけさせる（早寝・早起き・朝ご飯）②望ましい人間関係を育てる③安全で規律ある行動がとれるようにするを生活指導の目標とし、めざす子ども像の育成に努めている。

また、本校においては、いじめを決して起こさないためにも、児童の様子や課題、課題に向けて取り組むべき方向性を全教職員で共通理解するとともに、自らの意識を高め、以下の指導体制を構築し取り組む必要がある。

①生活指導の考え方

生活指導は、一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動である。

本校において、生活指導により、全ての児童の個々の人格のよりよい発達を促すとともに、学校生活が全ての児童にとって有意義で興味深く、充実したものとなることを目指していく。

また、学校の教育目標を達成する上で、生活指導は重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで本校教育において重要な意義をもつものである。

加えて、生活指導が、教育課程の内外において児童の人格の健全な成長を促し、自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという積極的な意義を踏まえ、教育活動全体を通じた一層の充実を図っていく。

本来、生活指導は児童と教職員の信頼関係の上に成り立つものである。そのため、教職員が共通理解を図り、有効に機能する校内組織を背景として、児童に対して愛情を持ち、配慮を要する児童等を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、日々研鑽を怠らない事が重要である。学校が児童にとって「心の居場所」となるように、児童の言葉を聴き、受け止め、寄り添うことで教師や児童相互の心の結びつきや信頼感を育てるとともに、共同の活動を通して社会性を身につけるための「絆作りの場」としても機能したいと考えている。また、特に生徒指導上の諸問題等の未然防止が最重要

であると捉え、教職員の資質向上、児童のきめ細やかな実態把握に計画的に取り組んでいく。

②生活指導の教育課程上の位置づけ

生活指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程の全ての領域で機能されるべきものである。そして、休み時間や放課後に行われる個別的な指導、補充的な指導、随時の教育相談など教育課程外の教育活動においても機能するものである。本校においては、特に児童に自己存在感を与えることや共感的な人間関係の育成、自己決定の場を与える視点から、「わかる授業」の成立を重視している。そのために「授業作りは最大の生徒指導」として、教室を開き、授業を開きながら、教師が同僚性を持って互いの力量を高め合うこととし、ごまかさない・手を抜かない・自分に都合よく解釈しないなど、教師としての真摯な態度を大切にしていきたいと考える。また、特別活動の充実による望ましい学習集団づくりや、道徳の充実による規範意識の醸成を図る。

(2) 生活指導の体制

生活指導が組織的に機能することが重要であることから、生活指導部会（いじめ問題対策委員会）を原則として月1回定期的に開催する。生活指導部会の構成員は、校長、教頭、生活指導担当者、学年、各学年生活指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとし、その他必要に応じて校長が指名する。

また、協議事項は、生活指導全体計画の企画立案、その進捗状況、児童の実態把握に基づく情報交換及びそれに基づく対応及び具体的な取組計画、生徒指導の感度を高める研修等である。

生活指導部会の協議結果等は、必要に応じて職員会議や学年会議等において周知し、全教職員で共通理解を図り、組織的な取組を展開する。

(3) 学校、家庭、地域の連携

本校はかねてより、学校教育目標にも地域や家庭との連携の推進を掲げ、教育活動のあらゆる分野について可能な限り情報を公開し、地域の諸団体等やPTAとの連携の下、取組を進めてきている。今後も、PTAやまちづくり協議会と連携した取組を積極的に展開していく。

(4) 児童会による主体的な活動

生活指導の目的である、自己肯定力や自己実現のための能力や態度の育成は、本校の児童会活動の目標と密接に重なっている。

そのため、本校では、児童会による主体的な活動を充実させ、所属する集団を、自分たちの力で円滑に運営することを学ばせる。また、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、それぞれが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせたい。さらに、集団としての連帯意識を高め、集団の一員としての望ましい態度や行動の在り方の学びを充実していく。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等、様々な生徒指導上の課題に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導體制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめ等を受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、児童や保護者から、いじめ等により重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合又は重大事態が疑われる場合は、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、市教育委員会の助言等を踏まえて、学校が主体となって、いじめ問題対策委員会で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、市教育委員会の附属機関に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される小学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会など、さまざまな機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直していく。